

大阪デジタルエクスチェンジ セキュリティトークン市場 制度要綱

項目	内容	備考
I 売買制度	・大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下、「当社」という。）は、当社市場においてセキュリティトークンの売買を行うための売買制度を以下のとおり、整備します。なお、当社では最終的にブロックチェーン技術を用いて、清算・決済においてカウンターパーティー・リスクやフェイル・リスクを排除した即時グロス決済（Real Time Gross Settlement）方式を採用した売買制度の導入を予定しています。しかしながら、当社のセキュリティトークン市場「START」（以下「START」といいます）に参加が想定される証券会社の準備やブロックチェーン技術の応用に一定の時間を要することから、最終形を見据えながら、以下のような売買制度を当面の間の対応とすることとします。	・具体的な制度は、セキュリティトークン取扱規程、セキュリティトークン取引に係る業務規程、セキュリティトークン取引参加者規程およびセキュリティトークン清算・決済規程、ならびにこれらの下位規程等で規定しています。
1. 取引日	・取引日は、以下に掲げる日を休業日（売買取引及びその関連業務を行わない日）とし、それ以外の日とします。 (1) 土曜日 (2) 日曜日 (3) 国民の祝日 (4) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日 (5) 前日及び翌日が国民の祝日である日 (6) 12月31日、1月1日、1月2日及び1月3日 ・当社が必要とあると認めるときは、臨時休業日を定めることとします。	

項目	内容	備考
2. 取引時間	・取引時間は、以下のとおりとします。 (1) セッション1 (ア)注文受付時間：午前10時00分00秒～午前11時29分59秒 (イ)付合せ時刻：午前11時30分00秒 (ウ)未執行の注文（成行注文、指値注文）は、予め指図が無い限りセッション2に引き継がれます。 (2) セッション2 (ア)注文受付時間：午後0時00分00秒～午後2時59分59秒 (イ)付合せ時刻：午後3時00分00秒 (ウ)未執行の注文（成行注文、指値注文）は全て失効します。	
3. 売買の種類	・普通取引（売買契約締結の日から起算して3営業日目の日（以下、「T+2日」といいます。）に清算・決済を行う取引）とします。 ・現物取引と信用取引（いわゆる「一般信用取引（証券会社とその顧客の間で委託保証金を担保とし、資金やセキュリティトークンの信用供与が行われる取引）」）とします。ただし、当面の間は、現物取引のみとします。	・清算・決済については、セキュリティトークン清算・決済規程、セキュリティトークン清算・決済規程施行規則にて詳細を規定しています。
4. 売買締結の方法	・顧客の注文は、取引参加者が自己の名によって取り次ぎ、発注します。 ・セッション1、セッション2それぞれの注文付合せ時刻に1回ずつ、価格優先・時間優先による個別競争売買の板寄せ方式にて売り注文と買い注文の付合せを行います。	・自己／委託区分について明示することとします。（将来的に信用取

項目	内容	備考
	・当該付合せにおいては、以下の条件により約定価格を決定します。なお、成行注文（価格を指定しない注文）についても注文受付時間によって優先順位をつけ、価格優先・時間優先の原則を適用して約定させます。（成行注文であっても約定が保証されません。） 【条件①】 売り又は買いのいずれか一方に指値注文がある場合、指値注文の最高価格と最低価格のそれぞれに呼値の単位の最小単位を加減した価格の範囲で、売り注文と買い注文が対当する価格とします。ただし、指値注文が無い場合は、基準価格とします。 【条件②】 条件①の価格が複数存在する場合は、約定数量が最大となる価格とします。 【条件③】 条件②の価格が複数存在する場合は、売り注文の累計数量と買い注文の累計数量の差（以下、「売り買い差分」と言います。）が最も少なくなる価格とします。 【条件④】 条件③の価格が複数存在する場合は、以下の条件を適用します。 （ア）売り買い差分が売り注文で構成される場合は、該当する複数価格の最低価格 （イ）売り買い差分が買い注文で構成される場合は、該当する複数価格の最高価格 （ウ）いずれにも該当しない場合は条件⑤により決定される価格 【条件⑤】 次のいずれかの価格とします。 （ア）売り買い差分（同数量の売り買い差分が発生する価格が複数ある場合で、売り買い差分が売り注文で構成される場合は最低価格、売り買い差分が買い注文で構成される場合は最高価格のみを対象とします。イとウの条件も同様。）が最小となる価格のうち、最高価格が基準価格より低い場合は、当該価格 （イ）売り買い差分が最小となる価格のうち、最低価格が基準価格より高い場合は、当該価格 （ウ）売り買い差分が最小となる価格のうち、最高価格と最低価格の間に基準価格がある場合は、基準価格	引を実施する際は空売り区分も明示することとします。）

項目	内容	備考																		
	・当該付合せ方式の場合、呼値の制限値幅の上限乃至下限に指値注文が存在する場合、呼値の制限値幅を呼値の最小単位分だけ超えて約定が行われる場合があります。 ・注文の有効期限は、発注当日のみとします。したがって、セッション1で未執行の注文は、セッション2に引き継がれますが、セッション2で未執行の注文は全て失効します。 ・売買は原則として、当社が提供するセキュリティトークン売買システムを利用して行うこととします。 ・自己注文同士の対当は、原則、回避する運用とします。ただし、発注部署が異なるなど合理的な理由がある場合は除きます。																			
5. NCP（No Cancel Period）	・恣意的な価格操作の可能性を抑止するために、各セッションともに付合せ時刻前の1分間については、発注済みの注文の取消し、価格訂正、発注数量訂正は行えないこととします。（新規発注は可能です。）																			
6. 呼値の方法	・呼値の単位、呼値の制限値幅を導入します。なお、呼値の単位、呼値の制限値幅ともに取扱セキュリティトークンの商品特性を踏まえて、設定します。 なお、不動産投資受益証券の呼値の単位、呼値の制限値幅は下記の通りとなります。 不動産投資受益証券の呼値の単位 <table> <tr> <th colspan="2">値段の水準</th><th>単位</th></tr> <tr> <td colspan="2">30,000 円以下</td><td>1 円</td></tr> <tr> <td>30,000 円超</td><td>50,000 円以下</td><td>5 円</td></tr> <tr> <td>50,000 円超</td><td>300,000 円以下</td><td>10 円</td></tr> <tr> <td>300,000 円超</td><td>500,000 円以下</td><td>50 円</td></tr> <tr> <td>500,000 円超</td><td></td><td>100 円</td></tr> </table>	値段の水準		単位	30,000 円以下		1 円	30,000 円超	50,000 円以下	5 円	50,000 円超	300,000 円以下	10 円	300,000 円超	500,000 円以下	50 円	500,000 円超		100 円	・株式におけるコーポレート・アクションに類する事象が生じるセキュリティトークンが発生した場合は、別途、権利調整を検討します。
値段の水準		単位																		
30,000 円以下		1 円																		
30,000 円超	50,000 円以下	5 円																		
50,000 円超	300,000 円以下	10 円																		
300,000 円超	500,000 円以下	50 円																		
500,000 円超		100 円																		

項目	内容	備考																
	不動産投資受益証券の呼値の制限値幅 <table><tr><th>基準価格</th><th>制限値幅 (基準価格の上下)</th></tr><tr><td>30,000 円以下</td><td>1,500 円</td></tr><tr><td>30,000 円超 50,000 円以下</td><td>2,500 円</td></tr><tr><td>50,000 円超 300,000 円以下</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>300,000 円超 500,000 円以下</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td>500,000 円超 1,000,000 円以下</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>1,000,000 円超 3,000,000 円以下</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>3,000,000 円超</td><td>250,000 円</td></tr></table> ・呼値の制限値幅の基準価格は、原則として、直前営業日の最終価格とします。また、約定が発生しなかった場合は、次の価格を翌営業日の基準価格とします。なお、以下のいずれの条件にも該当しなかった場合は、当該日の基準価格を翌営業日も引き継ぐこととします。又、下記(1)～(7)のいずれの場合であっても、当日の基準価格より上下でそれぞれ呼値の単位の100倍を限度とし、それを超える場合は、基準価格に呼値の単位の100倍の値を加減した価格を翌営業日の基準価格とします。 (1) 成行注文が無く、売り指値注文と買い指値注文が存在するものの売り指値注文の最も安い価格が買い指値注文の最も高い価格よりも高い場合（注文同士がクロスしない場合）;売り指値注文の最も安い価格と買い指値注文の最も高い価格の中間の価格。ただし、当該価格が複数ある場合は、当日の基準価格により近い価格を基準価格とします。	基準価格	制限値幅 (基準価格の上下)	30,000 円以下	1,500 円	30,000 円超 50,000 円以下	2,500 円	50,000 円超 300,000 円以下	15,000 円	300,000 円超 500,000 円以下	25,000 円	500,000 円超 1,000,000 円以下	50,000 円	1,000,000 円超 3,000,000 円以下	150,000 円	3,000,000 円超	250,000 円	
基準価格	制限値幅 (基準価格の上下)																	
30,000 円以下	1,500 円																	
30,000 円超 50,000 円以下	2,500 円																	
50,000 円超 300,000 円以下	15,000 円																	
300,000 円超 500,000 円以下	25,000 円																	
500,000 円超 1,000,000 円以下	50,000 円																	
1,000,000 円超 3,000,000 円以下	150,000 円																	
3,000,000 円超	250,000 円																	

項目	内容	備考
	(2) 成行注文及び指値注文の売り注文のみ存在する場合；最も安い指値注文の価格と制限値幅の下限の価格の中間の価格。ただし、当該価格が複数存在する場合は、より安い価格。 (3) 成行注文及び指値注文の買い注文のみ存在する場合；最も高い指値注文の価格と制限値幅の上限の価格の中間の価格。ただし、当該価格が複数存在する場合は、より高い価格。 (4) 複数の指値注文の売り注文のみ存在する場合；最も安い指値注文の価格。 (5) 複数の指値注文の買い注文のみ存在する場合；最も高い指値注文の価格。 (6) 複数の成行売り注文のみ存在する場合；基準価格と制限値幅の下限の価格の中間の価格。ただし、当該価格が複数存在する場合は、より安い価格。 (7) 複数の成行買付注文のみ存在する場合；基準価格と制限値幅の上限の価格の中間の価格。ただし、当該価格が複数存在する場合は、より高い価格。 ・呼値の制限値幅の基準価格は、1 営業日において継続します。 ・セッション 2 が売買取引停止になった場合は、セッション 1 のみで上記の条件に当てはめ、翌営業日以降の呼値の制限値幅の基準価格とします。 ・新規取扱開始日の呼値の制限値幅の基準価格は、以下のように定めることとします。 (1) START での取扱いを前提に募集が行われたセキュリティトークンについては、募集価格を基準価格とします。なお、この場合、原則として募集セキュリティトークンの払込日の翌営業日を START での取扱開始日とします。 (2) 既に募集が終了しているセキュリティトークンについては、取扱開始前の一定期間の純資産価額等を参考に一定のルールの下、当社にて定める価格を基準価格とします。 ・新規取扱セキュリティトークンについては、START での初値が決定されるまで呼値の制限値	

項目	内容	備考
	幅の拡大等の価格形成促進措置を講ずることがあります。また、新規取扱セキュリティトークンに限らず、呼値の制限値幅については、当社の判断で事前に通知した上で、一時的に拡大等の措置を講ずることがあります。 取引に重大な影響を与え得る取扱セキュリティトークンに係る適時の情報提供等が行われているにも関わらず、売り方又は買い方の片方に注文が偏在する状況が2営業日以上継続している場合であって、当社が極端な価格変動を抑制する必要性が高いと判断した場合には、呼値の制限値幅を縮小する措置を講ずることがあります。	
7. 売買単位	セキュリティトークンの種別ごとに定めます。	
8. 市場区分等	- 原則として、セキュリティトークンの種別ごとに設定します。 - 取扱セキュリティトークンの売買取引において、特に投資者に注意喚起を促す必要がある場合（例えば、当該セキュリティトークンの制度開示における不備が発生した場合や適時開示を適切に実施していない場合など。）には、「アテンション銘柄」として区分して取引を行うこととします。 - 取扱いの廃止が決定したセキュリティトークンについては、一定期間、「ターミネーション銘柄」として区分して取引を行った上で、取扱いを廃止することとします。	
9. 注文の種別	注文の種別は、新規、取消し及び訂正（注文価格訂正及び注文数量の訂正）とします。	条件付き注文は、市場参加者のニーズを踏まえ、将来的に検討します。
10. 注文の種類	- 注文の種類は、以下のとおりとします。 (1) 成行注文（価格を指定しない注文）	

項目	内容	備考
	(2) 指値注文（価格を指定した注文）	
11. 約定価格等の公表	・当社は、銘柄ごとに注文の発注状況、その時点における約定可能性のある価格を当社の相場情報システムを通じて、リアルタイムで配信します。売買が成立したときは、約定価格と売買代金、取引高についても相場情報システムを通じてリアルタイムで配信します。 ・当社は、各セッションにおける総売買代金及び総取引高については、各セッション終了時点で遅滞なく、当社のウェブサイトを通じて公表します。なお、個別銘柄の約定価格及び取引高については、セッション2終了後に当社のウェブサイトを通じて公表します。	・情報ベンダーによる配信も働きかける予定です。
12. 売買の取消し、訂正	・証券取引は、一度成立した売買は取り消されることがなく、決済まで行われることを前提としています（決済の確実性）。したがって、STARTの取引においても、約定結果の取消しは原則として行いません。 ・ただし、売買の取消しを行わなければ市場全体に混乱を生ずるような真にやむを得ない事情の発生を考慮し、売買の取消しを規定します。 ・取引の各過程において一部マニュアル操作が残ることを考慮し、合理的な理由がある場合の過誤訂正はセキュリティトークン市場に係る誤注文等による異常な取引の管理方針に規定しています。	
13. 売買の停止	・当社は、STARTにおいて以下の状況が生じた場合には売買取引を停止することとします。 (1) セキュリティトークン又はその発行者及び当該セキュリティトークンが運用対象として機能するために重要な役割を担う関係者（アセット・マネージャー等を指します。以下、「重要関係者」と言います。）に関して、投資者の投資判断に重大な影響を与えるお	・投資判断に影響を及ぼすと認められる情報については、具体的には当社の取扱セキュリ

項目	内容	備考
	それがあると認められる情報が発生している場合で、当該情報の内容が不明確である場合あるいは当社が当該情報の内容を投資者一般に対して周知させる必要があると認める場合。 (2) セキュリティトークンに付随する権利行使等が帰属する所有者を特定することが、売買の停止を実施しないと技術的に困難である場合。 (3) 売買の状況に異常がある、又はそのおそれがあると当社が認識し、売買取引を継続することが投資者保護上適当でないと判断した場合。 (4) 売買システム等の稼働に支障が生じた場合等、売買取引を継続して行うことが困難であると当社が判断した場合。 (5) その他、通常の状況と極端に異なる状況が生じ、売買取引を継続させることが投資者保護上適当でないと当社が判断した場合。	ティトークン管理規程等に定めております。 ・ブロックチェーンのプラットフォームの障害も含まれます。
14. 売買を円滑にする措置	・当社は、START における売買の円滑化に資するために、DLP (Designated Liquidity Provider: 指定流動性提供者) の誘致やセキュリティトークンの引受証券会社 (取引参加者) への流動性提供に協力を要望することとします。 ・具体的な要望事項は以下のとおりとします。 (1) 可能な範囲で、週の半数程度の営業日におけるマーケット・メイクの実施。 (2) 原則として、指値注文のみ。 ・なお、DLP が発行者の重要関係者若しくはそれに準ずる者の場合には、定期的にそのセキュリティトークンの保有状況を開示するものとします。	・DLP に対しては、売買手数料の割引などの一定のインセンティブを設けることとします。
15. 初値形成時の措置	・取扱い開始後最初の約定価格 (以下、「初値」といいます。) を定める売買取引が、一時的な	

項目	内容	備考
	需給の不均衡に陥り、適正な価格形成が困難であると当社が判断した場合は、以下のような措置を講じることとします。 (1) 大口所有者等に一定数のセキュリティトークンの売付けを要請する（あらかじめ、売付けに同意する旨を要請します）。 (2) 取引参加者の自己計算による買付けを制限する。 (3) 委託注文を含む成行注文を制限する。 (4) 呼値の値幅制限の拡大又は縮小	
16. 売買手数料	・取引参加者は、当社が定める売買手数料を当社に対して支払うものとします。	
II 清算・決済制度	・当社では将来的にはブロックチェーン技術を用いて、清算・決済においてカウンターパーティー・リスクやフェイル・リスクを極力排除した即時グロス決済（Real Time Gross Settlement）方式の採用を予定しています。しかしながら、START に参加が想定される証券会社の準備やブロックチェーン技術の応用に一定の時間を要することから、最終形を見据えながら、当面の間、以下のような決済制度とします。	
1. 決済日	・START における売買契約締結の日から起算して3営業日目の日（以下、「T+2日」といいます。）に清算・決済を行うものとします。	
2. 決済参加者	・決済を行う者は、当社の START のスタンダードの取引参加資格を有する取引参加者に限ります。 ・クオサイの取引参加資格を有する取引参加者は、清算決済委託契約を締結したスタンダード	

項目	内容	備考
3. 決済方法	資格を有する取引参加者を通じて決済を行います。 ・売買契約締結日の2回のセッションの約定結果に基づき、清算・決済履行義務が生じた全取引参加者（スタンダード）に対して、当社が資金の清算及びセキュリティトークンの決済の相手方となる取引参加者をそれぞれ指定します。各取引参加者は、当社の指定した相手方に対して、当社の定める時限までに相対にて清算・決済を履行するものとします。 ・資金の清算は、売買契約締結の日における2セッションの全銘柄の売買取引を通じて、自社内対当分を除外した上で相互に債権債務関係が発生した取引参加者間の総取引金額について売り買いネットリングして1回の履行とします。（あくまでもバイラテラル・ネットリングとして処理します。） ・セキュリティトークンの決済は、セキュリティトークンの特性上、セッションごと、銘柄ごとにグロス決済にて履行します（したがって、T+2日には最大2回の決済を実施することとなります）。	・決済に係る照合確認をサポートするシステムを提供します。
4. 資金の清算の手順	・資金の清算は、当社が売買契約締結日における2回のセッションの約定結果から次の手順で特定した相手先に対して、算出した金額をもって、該当する取引参加者が当社の定める時限までに銀行振込にて実行するものとします。 (1) 当社は、売買締結日の各取引参加者の各セッションにおける各銘柄について、後述するアロケーションの結果、同一取引参加者内で対当する約定以外の約定（他取引参加者との間で債権債務関係が発生する約定）について、債権債務関係を有する相手方取引参加者の特定と資金の支払い額と受取り額を算出します。 (2) セッション2終了後に(1)で特定した債権債務関係が発生した取引参加者間において、	

項目	内容	備考
5. セキュリティトークンの決済の手順	算出された各取引参加者の各銘柄の資金の受払額を合計かつネッティングした上で、各取引参加者の支払額又は受取額の確定と資金の授受の相手先を指定し、その内容を該当する取引参加者に通知します。 (3) 上記(2)の通知を受けた取引参加者は、約定日（売買契約締結日）の翌営業日（T+1日）までに約定日（T日）において自らが行った売買取引の内容との照合並びに決済日に自社が行うべき資金の清算額についての確認を行うものとします。 (4) 上記（2）の通知を受けた取引参加者は、当社から通知された上記（2）で指定された金額を指定された相手先に対して、約定日の2営業日後（T+2日）までに相対にて銀行振込を実行します。 (5) 最終的な清算の履行確認のため、上記（4）の資金の受け方になる取引参加者は、当社の定める時限までに当該取引参加者の銀行口座への入金確認を実施します。 ・セキュリティトークンは、ブロックチェーン・プラットフォーム上で一意に決定されたブロックチェーン・アドレス（以下、BAと言います。）によって、原則として各取引参加者において顧客ごとに寄託を受けています。 ・そのため、セキュリティトークンの移転にはBAを指定しなければならないことから、各取引参加者は、STARTへの発注時点若しくは約定照合の時点において、注文又は約定結果に紐づいたBAを当社に提供する必要があります。 ・しかしながら、フェーズ1においては、RTGSは実施しないことから、取引参加者はその全顧客を包括的に代表する口座（以下、「オムニバス口座」といいます。）を用いて、売買取引を行います。したがって、決済においても取引参加者間の受渡しはオムニバス口座間で完結し、顧客との受渡しについては、各取引参加者の社内処理として実行することになります。	

項目	内容	備考
	・オムニバス口座を通じたセキュリティトークンの決済は、以下のとおり行います。 (1) 当社が各セッションの銘柄ごとの約定結果から、以下の順に処理をした受渡しにおける決済数量と相手方の指定（以下、「アロケーション」といいます。）を行います。 （ア）同一取引参加者内の売り注文と買い注文にて対当する約定は同一証券会社内で受渡し対象数量とする。 （イ）前（ア）に定める処理を行った後に残存する約定について、受渡しそれぞれの数量の降順にて相手方と受渡数量を指定する。 (2) 当社は、上記（1）で特定された各相手先に関して決済対象銘柄、移転指図を行うプラットフォーム、受渡数量を指定し、それぞれ通知します。 (3) 上記（2）の通知を受けた取引参加者は、約定日（売買契約締結日）の翌営業日（T+1 日）までに約定日（T 日）において自らが行った売買取引の内容との照合並びに決済日に自社が行うべきセキュリティトークンの決済についての確認を行うものとします。 (4) 上記（2）の通知を受けた渡し方の取引参加者は、約定日の 2 営業日後（T+2 日）に該当する銘柄ごとに当社の定める時限までに該当するプラットフォームに対して、指定された受渡数量を指定された BA に移転する指図を行うものとします。 (5) 最終的な決済の履行確認のため、上記（2）の通知を受けたセキュリティトークンの受け方の取引参加者は、該当する銘柄ごとに当社の定める時限までに指定された受渡数量が指定された BA に移転されたことを確認します。 (6) なお、オムニバス口座の BA は、誤移転の抑止のため、各取引参加者が責任をもって管理することとします。	

項目	内容	備考
6. フェイル発生時等の対応	・清算・決済履行義務を有する取引参加者のシステム・トラブルやオペレーションミス、あるいは経営上の問題等により、当社が定める時限までに正常に清算・決済が履行されなかった（以下、フェイルと言います。）場合には、一定期間の清算・決済の繰延べを実施します。なお、繰延手順については、基本的なパターンを当社のセキュリティトークン清算・決済規程およびセキュリティトークン清算・決済規程施行規則で定めています。 ・なお、ブロックチェーン・プラットフォーム又は銀行ネットワークの障害に起因したフェイル、あるいは天変地異等に起因するフェイルについては、基本的に該当する全取引参加者に影響することや売買取引にも影響することから、イレギュラー対応として、別途、定めるものとします。	
7. 清算・決済手数料	・START の清算・決済の履行の利便性を高めるために、当社は決済照合を手助けするシステムを提供します。清算・決済に関わる取引参加者には、本システムの運営費としての清算・決済手数料を負担していただきます。	
III 取扱セキュリティトークンの審査・管理制度	・START で取り扱うことができるセキュリティトークンの範囲は、原則として以下のとおりとします。	
1. 取扱セキュリティトークンの範囲	(1) 金融商品取引法第2条第2項柱書に規定される「有価証券表示権利」のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されたもの（以下、「トークン表示型有価証券表示権利」と言います。） (2) 金融商品取引法第2条第3項柱書に規定される「電子記録移転権利」	

項目	内容	備考
2. 取扱セキュリティトークンの申請	・START で取り扱うセキュリティトークンは、発行者による申請に基づくものとします。 ・セキュリティトークンの新規取扱いを申請しようとする者は、当社所定の様式による申請書及び所定の添付書類を提出するものとします。なお、申請書及び添付書類は、当社が特に定める場合を除き、電磁的方式によることができることとします。 ・START で取り扱うセキュリティトークンには、譲渡制限（会社法第 107 条第 1 項第 1 号で規定するような行為に類する行為）を付すことはできません。譲渡制限付きで発行されている場合は、取扱いに当たって譲渡制限を解除する必要があります。なお、ブロックチェーン外におけるセキュリティトークンの取得を回避するための譲渡の制約は、この限りではありません。 ・START で取り扱うことができるセキュリティトークンは、原則として当社のサポーターとして指定されたブロックチェーン・プラットフォーム運営者が提供するプラットフォーム上で扱われているものとします。	
3. ST-Nominator によるサポート	・当社へのセキュリティトークンの新規取扱申請に当たっては、プライマリー・マーケットにおける募集をリードした証券会社（引受、募集の取扱いにかかわらず、主幹事として機能した証券会社を指します。当社では、本役割を担う証券会社を「ST-Nominator」と称することとします。）のサポート（セキュリティトークンの取扱い適格性に関する確認報告）が必要となります。	・ST-Nominator における審査資料等を直接当社に共有するのではなく、当社の所定の様式で審査の概要等を記載頂きます。
4. ST-Nominator の機能・役割等	・ST-Nominator は、当社市場におけるセキュリティトークンの取扱適格性について確認を行い、その確認に基づいて、当社での取扱いを推薦するものとします。 ・ST-Nominator は、推薦に当たって、自身が実施した当該セキュリティトークンのスキーム、	

項目	内容	備考
5. 取扱セキュリティトークンの審査	利用するプラットフォームの技術的安全性や運営上の健全性、あるいは当該セキュリティトークンの裏付資産にかかるデューデリジェンス（法律的な観点、ビジネス上の観点、財務的な観点等）などの情報を当社に一定の範囲内で共有するものとします。また、当社が提供された情報に基づき、ヒアリングを行うことを受け入れるものとします。 ・ST-Nominator としての役割を担うことができる者は、START のスタンダード又はクオサイの取引参加資格を有する者に限ります。 ・START において取扱開始後に ST-Nominator が変更される場合は、発行者又は重要関係者は、その旨を事象発生後速やかに当社に届け出るものとします。 ・当社は、セキュリティトークンの新規取扱いの申請が行われた場合には、当社が定める取扱適格性の基準に基づき、審査を行い、取扱いの適否を決定するものとします。 ・取扱適格性は、審査の受付の可否を判断するための形式要件（主に流動性と制度開示の適正性を確認する基準を定めます。）と審査の過程で発行者及びセキュリティトークン自体の健全性・収益性、取扱開始後の適時開示情報の提供体制、法令等の遵守体制、セキュリティトークン・プラットフォームのセキュリティや安定性等を確認する実質基準を設けることとします。なお、幅広い種類のセキュリティトークンを対象とするため実質基準は、原則としてプリンスプル・ベースで定めることとします。 ・当社の実施する審査は、原則として発行者から提出された資料を基に当社が追加的に確認することが必要と認められる事項に関して、ST-Nominator、発行者、重要関係者あるいはプラットフォーム運営者に書面・口頭にて確認を実施します。	・自主規制規則の内容を踏まえ、セキュリティトークン取扱規程を制定しております。
6. 取扱契約	・当社が新規取扱申請に係るセキュリティトークンを取り扱う場合には、当該セキュリティ	

項目	内容	備考
7. 取扱セキュリティトークンの取扱廃止	ークンの発行者及びその重要関係者は連名にて、当社が定める「取扱契約書」を提出するもの とします。 ・取扱契約は、当該契約に係るセキュリティトークンが当社において取引されている限り、存 続するものとします。 ・当社は、取扱セキュリティトークンについて、以下の場合は、その取扱いを廃止することと します。 (1) 発行者又は重要関係者に取扱契約に著しく違反した行為、事象が生じた場合 (2) 流動性創出の要素（発行数、保有者数、償還期限等）が、一定以下となった場合 (3) 発行者が事業活動を停止した場合 (4) 債券型などの場合、吸収分割等により他の債券に債務が引き継がれた場合 (5) 発行プラットフォームが取扱セキュリティトークンの移転記録を適切に実行できなく なった場合 (6) その他投資者保護上、当社が必要と認めた場合 ・発行者が、取扱セキュリティトークンの当社での取扱いを廃止する必要が生じた場合は、別 途定める手続きに従って、廃止することができるものとします。 ・取扱廃止は、原則としてターミネーション銘柄として猶予期間を設けた上で、実施するもの とします。	
8. 取扱セキュリティトークンに係る適時の 情報提供等	・取扱セキュリティトークンの発行者及び重要関係者は、当該セキュリティトークンを構成す る要素や発行者自身あるいは重要関係者に関する情報のうち、当該セキュリティトークンの投 資判断に重要な影響を与える情報について、投資者への適時、適切な提供が START の根幹を	・セキュリティトーク ン取扱規程に規定して いる通り、発行者又は

項目	内容	備考
9. 適時の情報提供に係る情報の管理	なすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報提供を実施するよう、誠実に対応するものとします。 ・具体的な適時の情報提供項目については、日本証券業協会及び日本 STO 協会の定める自主規制規則（以下、自主規制規則と言います。）を踏まえ、セキュリティトークン取扱規程施行規則に定めております。 ・適時の情報提供は、発行者及び重要関係者の責任の下、発行者又は重要関係者のホームページにて適切に実施するものとしております。加えて、当該適時に提供された情報を当社のホームページにおいて、公衆縦覧に供することとしております。 ・適時の情報提供の適切な履行が行われていないと当社が判断した場合は、当社は、発行者又は重要関係者に次の措置を実施し、改善を促すとともに一般投資者への注意喚起を行います。 （1）適切な適時の情報提供を行っていない発行者又は／及び重要関係者の社名等の公表 （2）アテンション銘柄としての指定 （3）取扱いの廃止	重要関係者に情報取扱責任者を定め、適時の情報提供に対応していただくことにしております。
10. 流動性状況に係る情報の提供	・発行者又は重要関係者は、当社に対して定期的に取り扱セキュリティトークンのその時点における保有者数等の流動性に係る情報を提供するものとします。	
11. 取扱管理料	・取扱セキュリティトークンの発行者は、当社が定める新規取扱手数料、年間取扱管理料等を当社に支払うものとします。	

項目	内容	備考
IV 取引参加者制度 1. 取引参加資格	・START は、当社の株式 PTS 市場とは約定後の清算・決済の仕組み・方法が異なること等から、取引参加資格については、株式 PTS 市場とは異なる枠組みとします。具体的には、START における役割に応じて、以下のような取引資格を設けることとします。 (1) スタンダード：START において、当社が取り扱うセキュリティトークンの売買取引、清算・決済を行うことができる資格です。当面、第 1 種金融商品取引業者となります。なお、清算決済におけるカウンターパーティー・リスク等の低減のために清算決済の取次の受託の可否を財務要件等で差を設けており、同じスタンダード資格でも 2 つの資格に細分化されます。 (2) クオサイ：START において、セキュリティトークンの売買取引は自ら行いますが、清算・決済はスタンダード資格を有する特定の者に委託する資格です。第 1 種金融商品取引業者を前提としています。 (3) サポーター：START における売買取引後の清算・決済を機能させる役割に特化した資格です。ブロックチェーンのプラットフォーマーを前提としています。	
2. 資格要件	・スタンダード：セキュリティトークンが金融商品取引法上の有価証券に該当し、その取次ぎを当社は媒介するため、第 1 種金融商品取引業者であることは必須要件とします。加えて、当面の間、約定後の清算・決済を 2 日目に相対で実施することから、一定の財務的な条件も設定します。 ・クオサイ：セキュリティトークンが金融商品取引法上の有価証券に該当し、その取次ぎを当社は媒介するため、第 1 種金融商品取引業者であることは必須要件とします。一方で、清算・決済はスタンダード資格の取引参加者に委託することから、財務的な条件は原則、設けないこととします。ただし、資格申請時点で特定のスタンダード資格の取引参加者と清算・決済の委	

項目	内容	備考
3. 取引の態様	託について契約を締結していることを要件とします。 ・サポーター：プラットフォーマーについては、原則としてプライマリーにおいて複数以上の発行実績を有することを必要条件とします。なお、本資格はスタンダードの取引参加者の意向等を踏まえ、当社が指定するものとします。 ・取引参加者（スタンダード及びクオサイ）は、STARTにおいて、セキュリティトークンの売買を自らの名において行うものとします。	
4. 公正な価格形成と円滑かつ安定的な取引への尽力	・取引参加者（スタンダード及びクオサイ）は、STARTにおける公正な価格形成と円滑かつ安定的な取引へ最大限の尽力をしていただくことを予定しています。取引参加者の協力によって、STARTの信頼性や機能が向上し、我が国金融市場の活性化が図られることが期待されます。 ・取引参加者（サポーター）は、STARTにおけるセキュリティトークンの売買取引の清算・決済が、安定して履行されるよう自らの役割を遂行することが期待されます。	
5. 取引参加資格の取得	・スタンダード又はクオサイの取引参加資格を取得しようとする者は、当社の定めるところによって、資格申請手続きを行っていただきます。当社は、当社の定めるところにより審査を行い、適当であると認める者に対して、取引資格を付与させていただきます。なお、取引資格を付与させていただいたスタンダード及びクオサイの取引参加者につきましては、当社に取引口座を開設していただきます。 ・サポーターの取引参加者につきましては、STARTにおけるセキュリティトークンの売買取引に係る清算・決済の一部を担っていただきますのでスタンダードの取引参加者の意向を踏まえ、当社にて指定させていただきます。	

項目	内容	備考
6. 法令諸規則等の遵守	・取引参加者は、法令、自主規制規則及び当社の定める START に係る規則等を遵守するもの とします。	
7. 取引参加者と当社と の契約締結	・取引参加資格を得た者は、当社と取引参加者契約を締結していただくこととします。 ・取引参加者契約は、資格のカテゴリーに応じて定めることとします。 ・取引参加者は、当社の定める当社のセキュリティトークンの売買取引に関する各規程等を遵 守するものとします。	
8. 売買管理体制の整備	・取引参加者（スタンダード及びクオサイに限る）は、自主規制規則及び当社の規則に定める ところにより、不公正取引防止に関する売買管理体制を整備するものとします。	
9. 注文管理体制の整備	・取引参加者（スタンダード及びクオサイに限る）は、自主規制規則及び当社の規則に定める ところにより、過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制を整備するもの とします。	
10. 取引参加料の納入	・取引参加者（スタンダード及びクオサイに限る）は、当社の定める取引参加に係る料金（基 本料、取引料等）を当社に対して支払うものとします。	
11. 取消料の納入	・取引参加者（スタンダード及びクオサイに限る）は、過誤のある注文により売買等が成立し た場合において、当該売買等の取消しが行われたときは、当社が定める取引料を支払うものと します。	

項目	内容	備考
12. ST-Nominator との関係	・スタンダード又はクオサイの取引参加者資格を有する者に限り、ST-Nominator としての役割を担うことができるものとします。	
13. ST-Nominator としての体制整備	・ST-Nominator となる取引参加者は、取扱セキュリティトークンの適格性等を確認・調査する体制を整備するものとします。	
14. 取引資格の廃止	・取引参加者が取引資格を廃止しようとするときは、当社の定めるところにより取引資格の廃止に係る申請を行うものとします。ただし、当社との取引参加者契約に反する行為等により、当社が取引資格を取り消す場合は、この限りではありません。	
15. 取引参加者への措置	・取引参加者が、法令、自主規制規則、当社の定める START に係る規則あるいは当社と締結した契約に違反した場合には、当社が必要かつ適当と認める処置を行うことができるものとします。	
V 売買審査	・当社は、START におけるセキュリティトークンの売買取引に関して、金融商品取引法等の法令、自主規制規則及び当社の規程等に定める不公正取引あるいは不公正取引が疑われる行為を発見し、合わせてこれらの行為に関与した取引参加者（スタンダード及びクオサイに限る）に対して必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、START 及び取引参加者（スタンダード及びクオサイ）の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的として売買審査を行います。 ・売買審査の対象は、価格又は取引高が不自然な銘柄とします。	・具体的な売買審査基準等については、自主規制規則の内容を踏まえて制定しております。

項目	内容	備考
VI 受託契約準則	・ 売買審査の項目は、主に以下の項目のうち必要なものについて行うものとします。 (1) 価格及び取引高の変動の状況 (2) 取引参加者による売付け又は買付けの状況 (3) 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況 ・ 当社は売買審査において、必要と認めた場合は、当社の取引参加者に対し、売買審査に必要な書類等の閲覧や提出、あるいは事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成等を求めるものとします。取引参加者は、当社からの当該要求に真摯に応じるものとします。 ・ 売買審査の結果、取引参加者の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認めた場合において、必要があると判断したときは、当該取引参加者に対し、注意の喚起を行うものとします。なお、当社は、注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置等の報告を求めるものとし、取引参加者は当該措置に真摯に応じるものとします。 ・ 当社が開設する START におけるセキュリティトークンの売買取引は、標準化された売買と清算・決済をもって実行されます。そのため取引が円滑に処理されるよう、取引参加者（スタンダード及びクオサイ）及びその顧客のセキュリティトークンの取引受託に関する契約の準則を定めることとします。取引参加者とその顧客は、当該準則に同意していただいた上で、全ての取引の処理をしていただきます。 ・ 本準則では、取引参加者の顧客が取引参加者に対して売買取引を委託する際の指図事項や顧客と取引参加者間、取引参加者同士の決済取引に係るセキュリティトークンや資金の受渡し、配当等の処理等を定めることとします。	・ 当面の間、決済の安定を図るため、取引参加者はその顧客から買付資金あるいは売却予定のセキュリティトークンを顧客の発注時点までに確保することを定めます。

項目	内容	備考
VII 事業継続計画	・ 当社の開設する START は、当分の間、代替市場が存在しない可能性があります。そのため、災害や広範囲なシステム障害等が発生しても、投資家の換金機会をできるだけ確保する必要性を当社としては認識しています。一方で、セキュリティトークン自体がアーリーステージにあり、事業運営者として継続的な運営を行うための資金的な制約もあります。当社としては、これらの要因のバランスを取りながら、その時点の市場規模に適する必要最低限の事業継続計画を策定し、実装いたします。	